

引退後の単身世帯の 経済状況



経済調査部門 石川 達哉

ishikawa@nli-research.co.jp

1——はじめに

厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、現在（2007年調査）、単身世帯は1198.3万世帯と世帯総数（4802.3万世帯）の1/4を占めている。このうちのさらに43.6%に当たる522万世帯は60歳以上の単身世帯である。人口減少と高齢化が進行することに加え、こどもと同居しない高齢者が増え、他方では生涯未婚率や離婚率の上昇傾向が続いているため、高齢層を中心に今後も単身世帯が増加することは確実である。

今後の公的年金は65歳支給開始が標準となり、世帯主65歳以上の世帯の中で最も数が多いのは夫婦世帯であるため、ニッセイ基礎研Report「社会保障特集号」（2008年10月発行）では、65歳以上の夫婦世帯の経済状況に焦点を当てた^(注1)。しかし、60～64歳時点ですでに引退している世帯は当該年齢階層の過半数を占めており、支出と収入を比べた際の超過額は65歳以降よりも大きいはずである。こうしたアンバランスは単身世帯と二人以上世帯の間でも異なると考えられる。

そこで、当レポートでは60歳以上の単身無職世帯を考察の中心に据え、二人以上無職世帯と比較しながら、収入、支出、資産保有の実態を

探ることとする。併せて、引退後の単身世帯を巡る近年の状況変化についても検討する。

2——単身世帯の現状

1 | 単身世帯の収入と支出

一般に、世帯の属性のうち、収入や支出と最も密接な関係があるのは、世帯主の年齢と就業状態である。現役勤労者世帯では勤め先から支払われる賃金・俸給が収入の大半を占めるが、引退後の無職世帯では公的年金を中心とする社会保障給付が収入の大部分を占めるからである。ちなみに、総務省「家計調査」によれば、2007年における単身世帯のうち、59歳以下の場合には82.3%が勤労者世帯、60歳以上の場合には82.9%が無職世帯である（図表-1）。つまり、60歳前は勤労者世帯が、60歳以降は無職世帯が単身者としての標準世帯であり、現役期は厚生年金に加入している勤労者が60歳代に退職するというパターンが単身者の一般的なライフコースだと言える。

〔図表-1〕 年齢階層別に見た単身世帯の職業
(2007年)

	全体						
	59歳以下			60歳以上			
		34歳以下	35～59歳		60～64歳	65歳以上	
勤労者世帯	47.3	82.3	94.6	72.6	8.2	29.4	4.6
自営業等の世帯	8.9	9.0	2.5	14.2	8.9	17.9	7.3
無職世帯	43.8	8.7	2.9	13.2	82.9	52.7	88.0

(注) 単位：%

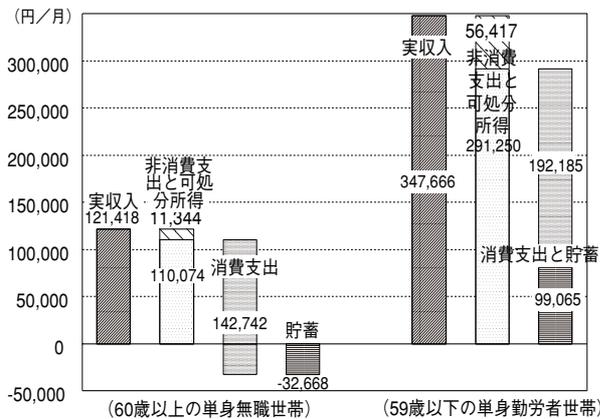
(資料) 総務省「家計調査」に基づいて作成

そして、図表-2は、60歳以上の単身無職世帯と59歳以下の単身勤労者世帯について、1カ月当たりの収入と支出の関係を図示したものである。

60歳以上の単身無職世帯の実収入は12.1万円、可処分所得は11.0万円、消費は14.3万円である。可処分所得と消費の差である貯蓄はマイナス3.3万円であり、この不足額が資産の取崩しで賄われるという構造は、無職の高齢夫婦世帯の場合

と同様である。

[図表-2] 60歳以上の単身無職世帯と59歳以下の単身勤労者世帯の収入と支出 (2007年)



(注) 当レポートの「貯蓄」とは原統計における「黒字」を指す
(資料) 総務省「家計調査」に基づいて作成

ところで、59歳以下の単身勤労者世帯と比べると、60歳以上の単身無職世帯の実収入は22.6万円も少ない。可処分所得は所得税・住民税と社会保険料などの非消費支出を実収入から控除した残余であり、59歳以下の単身勤労者世帯の非消費支出が60歳以上の単身無職世帯と比べて4.5万円多いため、可処分所得の差は18.1万円に縮小する。さらに、59歳以下の単身勤労者世帯が29.1万円の可処分所得の中から9.9万円の正の貯蓄を行い、消費支出が19.2万円にとどまる一方、60歳以上の単身無職世帯は、3.3万円の負の貯蓄によって、11万円の可処分所得を3.3万円上回る14.2万円の消費支出を実現しているため、消費支出の差は僅か5万円にまで縮小する。これらの詳細は図表-3に示すとおりである。

[図表-3] 60歳以上の単身無職世帯と59歳以下の単身勤労者世帯の収入と支出の内訳 (2007年)

	金額 (円/月)	
	60歳以上の単身無職世帯	59歳以下の単身勤労者世帯
実収入	121,418	347,666
経常収入	115,293	343,731
勤め先収入	0	341,574
財産収入	2,263	424
社会保障給付	110,628	963
その他	2,402	770
特別収入	6,126	3,935
受贈金	4,661	1,090
その他	1,464	2,845
非消費支出	11,344	56,417
直接税	5,841	23,909
社会保険料	5,498	32,459
他の非消費支出	5	49
可処分所得	110,074	291,250
消費支出	142,742	192,185
貯蓄	-32,668	99,065

(資料) 総務省「家計調査」に基づいて作成

単身勤労者世帯を34歳以下と35～59歳の階層に、単身無職世帯を60～64歳と65歳以上の階層に分けて、消費の内訳を比較すると、年齢的要因で支出額の多寡が生じている品目は限られること、そして、それらが各階層の消費支出総額の違いをもたらしていることがわかる。

[図表-4] 年齢階層別に見た単身世帯の用途分類別の消費支出内訳 (2007年)

	全体	勤労者世帯		無職世帯	
		34歳以下	35～59歳	60～64歳	65歳以上
消費支出 (円/月)	169,153	184,566	200,104	149,649	142,042
食料	38,114	40,973	47,330	37,807	30,689
外食	13,065	21,259	19,948	8,963	4,801
住居	22,733	32,036	23,926	16,931	17,333
家賃地代	18,536	31,845	22,709	12,326	8,305
光熱・水道	10,245	6,967	9,523	11,587	11,630
家具・家事用品	4,745	2,760	4,876	4,624	5,461
被服及び履物	7,440	10,564	7,829	5,959	5,242
保健医療	5,774	3,430	5,616	7,012	7,055
交通・通信	21,936	36,017	26,829	13,094	10,671
自動車等関係費	9,293	16,736	11,016	5,411	3,227
教育	26	50	0	2	2
教養娯楽	21,734	25,651	28,779	19,473	16,311
教養娯楽サービス	11,912	15,679	14,904	9,149	8,932
その他の消費支出	36,406	26,118	45,395	33,171	37,648
外食・家賃・自動車以外	128,259	114,726	146,431	122,949	125,709
持家率 (%)	49.1	6.4	37.8	60.0	76.3

(注) シェード部分は全体との差が5000円以上ある用途・品目
(資料) 総務省「家計調査」に基づいて作成

図表-4は、消費支出を10種類の用途に分類した際の内訳を示したものである。「その他の消費支出」を除く9用途のうち、全体平均と比べて水準が高いのは、34歳以下勤労者世帯の住居と交通・通信、35～59歳勤労者世帯の食料と教養娯楽であり、全体平均と比べて水準が低いのは、60～64歳無職世帯の住居と交通・通信、65歳以上無職世帯の食料、住居、交通・通信と教養娯楽である。

つまり、食料、住居、交通・通信と教養娯楽に関して、60歳を境にして、ほぼ対称的に支出の水準に高低が見られ、その傾向が顕著な品目は食料の中の外食費、住居の中の家賃、交通・通信の中の自動車等関係費（自動車取得費・ガソリン代）である^(注2)。このうち、高齢になるに従って持家率が高まり、家賃支出の水準が低下することは、実体的な差を表すものとは言えない。加齢に伴う効果と言えるのは、外出の頻度が低下して自動車関係費や外食費が低下する部分である。逆に、それ以外の品目に関しては、年齢階層による支出額の差は小さい。

2 | 単身無職世帯による資産の取崩しと保有資産の関係

前述のとおり、60歳以上の単身無職世帯は可処分所得を上回る消費を行っているため、貯蓄額はマイナスの値となり、この不足額を保有資産の取崩しによって調達している。そして、60～64歳と65歳以上とを比べると、「老齢厚生年金（報酬比例部分）は受給しているが、老齢基礎年金（特別支給の厚生年金定額部分）はまだ受給していない世帯」が含まれている60～64歳の世帯の方が可処分所得は少なく、貯蓄額のマイナス幅が大きくなっている。これらの傾向は二人以上の無職世帯についても当てはまるが、貯蓄率に着目すると、60～64歳の単身無職世帯における貯蓄率が-76%と、世帯主60～64歳の二人

以上無職世帯の-54%と比べてもマイナス幅が非常に大きいという特徴がある（図表-5）。

〔図表-5〕 単身世帯と二人以上世帯の年齢階層別の貯蓄率（2007年）

	勤労者世帯		無職世帯		
	34歳以下	35～59歳	60～64歳	65歳以上	
単身世帯	①可処分所得	311.7	388.8	102.0	135.1
	②消費	221.5	240.1	179.6	170.5
	③貯蓄	90.2	148.6	-77.6	-35.3
	④貯蓄率	29.0	38.2	-76.0	-26.1
二人以上世帯	①可処分所得	437.7	571.5	211.4	234.3
	②消費	312.2	406.9	325.5	291.8
	③貯蓄	125.5	164.6	-114.1	-57.5
	④貯蓄率	28.7	28.8	-54.0	-24.5

(注) ①=②+③、④=③÷①×100

単位：①～③は万円（年間）、④は%

(資料) 総務省「家計調査」に基づいて作成

公的年金の支給開始年齢は生年月日と性別に応じて定められており、基本的には個人が選択できるものではない。したがって、老齢基礎年金（特別支給の厚生年金定額部分）の支給開始年齢に到達する前に引退するのであれば、その点も考慮に入れたうえで現役勤労者の間に十分な資産を蓄積しておくことが必要になる。

実際、59歳以下の勤労者世帯について、それぞれ単身世帯と二人以上世帯の同一年齢階層における貯蓄率を比較すると、34歳以下では29%と28.7%であり、ほとんど差がないが、35～59歳では単身世帯が38.2%と二人以上世帯の28.8%を大きく上回っていることがわかる。

59歳までは勤労者、60歳以降は無職というライフコースを辿る場合、単身世帯の方が二人以上世帯よりも60～64歳における可処分所得に対する資産取り崩しペース（貯蓄率のマイナス幅）が大きいことを前提とすれば、35～59歳における貯蓄率は単身世帯の方が二人以上世帯よりも高くなければならないし、実際にそうになっている^(注3)。

34歳以下の勤労者世帯では単身世帯と二人以

上世帯の間にほとんど貯蓄率に差が見られないのは、この年齢階層における単身世帯には、将来結婚して二人以上世帯に転ずる世帯が、35～59歳の単身世帯と比べて数多く含まれているためと考えられる。

そして、現役期に蓄積された資産が引退後の資産取り崩しペースに対して十分な大きさかどうか、2004年の総務省「全国消費実態調査」に基づいて、単身無職世帯と二人以上無職世帯の金融資産と負債の保有額を見たものが、図表-6である^(注4)。

〔図表-6〕 60歳以上無職世帯の金融資産負債残高 (2004年)

		無職世帯	
		60～64歳	65歳以上
単身世帯	⑤金融資産	1,597.2	1,543.6
	⑥負債	63.3	13.5
	⑦純金融資産	1,533.9	1,530.1
	⑧取り崩し可能年数	19.8	43.3
二人以上世帯	⑤金融資産	2,333.7	2,184.8
	⑥負債	125.4	72.2
	⑦純金融資産	2,208.3	2,112.6
	⑧取り崩し可能年数	19.4	36.8

(注) ⑦=⑤-⑥、⑧=⑦÷③の絶対値 (図表-5)

単位：⑤～⑦は万円、⑧は年

(資料) 総務省「全国消費実態調査」に基づいて作成

仮に、2007年時点の純金融資産額が2004年調査時と同額だとすると^(注5)、60～64歳の単身無職世帯は1533.9万円、同二人以上世帯は2208.3万円の取り崩し可能資産を持っていることになり、それぞれ2007年と同じ金額の負の貯蓄 (77.6万円と114.1万円) を続ける場合には、いずれも19年間だけ取り崩せることになる。実際には、遅くとも65歳には基礎年金の受給が始まっているはずであり、最初の5年間は60～64歳の負の貯蓄額を、6年目以降は65歳以上の負の貯蓄額を資産取り崩し額として当てはめると、単身世帯は37

年間、二人以上世帯は33年間の資産取り崩しが可能という結果になる。

つまり、現在の平均保有資産額と平均資産取り崩し額に基づいて計算する限りは、現在の60～64歳の単身無職世帯が保有する純金融資産額で今後の生活を賄えることになる。しかし、公的年金へのマクロ経済スライド適用によって、2023年まで毎年0.9%ずつ給付額が減額されることを反映すると、単身無職世帯の資産取り崩し可能年数は27年まで短縮する。60歳時の平均余命は男子22.4年、女子27.9年であり、消費税率引き上げなど資産取り崩し額を大きくする要因が他にも存在することも考え合わせると、ほとんど余裕はない状況と言えるであろう。

3——単身世帯を巡る変化

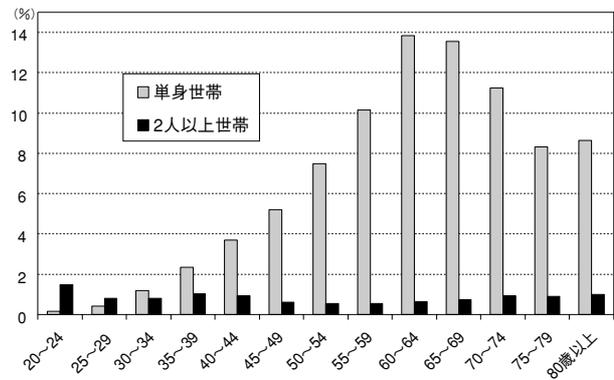
以上で検討したとおり、先々の様々な可能性を見据えた場合にはほとんど余裕がないとはいえ、現在60歳の単身者が引退した場合に、当面の生活を営むうえで大きな支障が生ずるとは考えにくい。しかし、60歳代の単身世帯を中心に生活保護世帯が増加するなど足元でも大きな変化が生じている。生活保護を受けないまでも、単身無職世帯の収入の大部分を占める公的年金の給付水準が大きく低下すれば、生活は確実に苦しくなるだろう。しかも、単身者自体の中身の変化—とりわけ、配偶者がいないという状況が未婚、離婚、死別のいずれによってもたらされたものであるかが、以前の状況とは様変わりしており、それも今後の単身無職世帯の生活水準を下げる方向に作用する可能性がある。

1 | 生活保護世帯の増加

若年層から高齢層に至るまで単身世帯は多様な個人によって構成されており、豊かな独身生活を楽しめる人がいる一方で、生活保護を受け

なければならぬ人もいますので、平均的な世帯以外の世帯にも目を向ける必要がある。

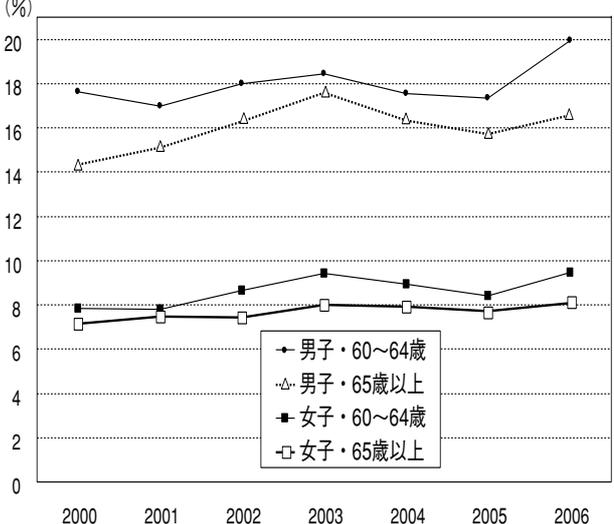
[図表-7] 世帯人員別・年齢階層別に見た被保護世帯の割合 (2006年)



(注) 単身世帯及び二人以上世帯について、世帯主の年齢階層別被保護世帯数をそれぞれの年齢階層別世帯総数で除すことにより算出
 (資料) 厚生労働省「被保護者全国一斉調査」「国民生活基礎調査」に基づいて作成

図表-7は、単身世帯と二人以上の世帯に分けて、各年齢階層に占める被保護世帯（生活保護を受けている世帯）の割合を示したものである。生活保護を受ける世帯の多くが高齢者世帯であることは一般に指摘されているが、単身世帯と二人以上世帯とでは、保護を受ける確率に著しい差がある。しかも、60歳代の単身世帯については、13%を上回る世帯が被保護世帯となっている。

[図表-8] 男女別に見た60歳以上の単身世帯に占める被保護世帯の割合の推移



(資料) 厚生労働省「被保護者全国一斉調査」「国民生活基礎調査」に基づいて作成

さらに、男女別に、60~64歳と65歳以上の単身世帯に占める被保護世帯の割合の推移を見たものが、図表-8である。いずれの階層も、2001年から2003年にかけて上昇した後、2005年までは小幅低下したが、2006年には再び上昇している。なかでも、60~64歳の単身男子世帯では19.9%という驚くべき高さに達している。

所得や消費の平均データの比較では表面に現れることはなかったが、60~64歳の単身男子は、他の年齢層や二人以上世帯と比べて生活に困窮するリスクの高い世帯が一定程度存在すると言っている。

2 | 公的年金の支給開始年齢引き上げと受給額の低下

すべての世帯に共通する変化もある。公的年金（老齢年金）の支給開始年齢の段階的引き上げが実施され（図表-9）、60~64歳の単身世帯でも、「老齢厚生年金（報酬比例部分）」は受給しているが、老齢基礎年金（特別支給の厚生年金

[図表-9] 生年別に見た公的年金（老齢年金）の支給開始年齢と支給開始年度

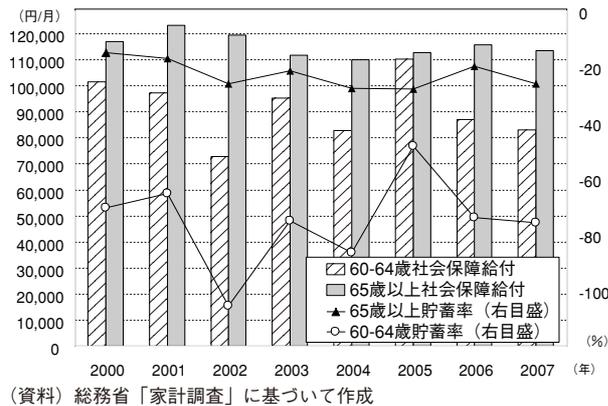
性別	老齢基礎年金（特別支給の厚生年金定額部分）		老齢厚生年金（報酬比例部分）	
	男子	女子	男子	女子
生年月日	年齢	年度	年齢	年度
~1941.4.1	60歳	2000	60歳	2000
41.4.2~42.4.1	61歳	2002	60歳	2001
42.4.2~43.4.1		2003		2002
43.4.2~44.4.1	62歳	2005	60歳	2003
44.4.2~45.4.1		2006		2004
45.4.2~46.4.1	63歳	2008	60歳	2005
46.4.2~47.4.1		2009		2006
47.4.2~48.4.1	64歳	2011	61歳	2007
48.4.2~49.4.1		2012		2008
49.4.2~50.4.1	65歳	2014	62歳	2009
50.4.2~51.4.1		2015		2010
51.4.2~52.4.1	66歳	2016	63歳	2011
52.4.2~53.4.1		2017		2012
53.4.2~54.4.1	67歳	2018	64歳	2013
54.4.2~55.4.1		2019		2014
55.4.2~56.4.1	68歳	2020	65歳	2015
56.4.2~57.4.1		2021		2016
57.4.2~58.4.1	69歳	2022	66歳	2017
58.4.2~59.4.1		2023		2018
59.4.2~60.4.1	70歳	2024	67歳	2019
60.4.2~61.4.1		2025		2020
61.4.2~62.4.1	71歳	2026	68歳	2021
62.4.2~63.4.1		2027		2022
63.4.2~64.4.1	72歳	2028	69歳	2023
64.4.2~65.4.1		2029		2024
65.4.2~66.4.1	73歳	2030	70歳	2025
~1966.4.2		2031		2026

(資料) 厚生労働省資料に基づいて作成

定額部分)の支給開始年齢には達していない世帯」が年々増加していると考えられる。

実際に、60～64歳と65歳以上の単身無職世帯が受け取っている社会保障給付の推移を見ると、その金額が近年大きく変動していること、貯蓄率のマイナス幅の変化が社会保障給付の変化にほぼ連動していることがわかる(図表-10)。

【図表-10】60歳以上の単身無職世帯の社会保障給付と貯蓄率の推移



しかし、支給開始年齢が段階的に引き上げられる効果から考えられるほどには、60～64歳の単身無職世帯の給付額が右下がり減少する関係は観察されない。

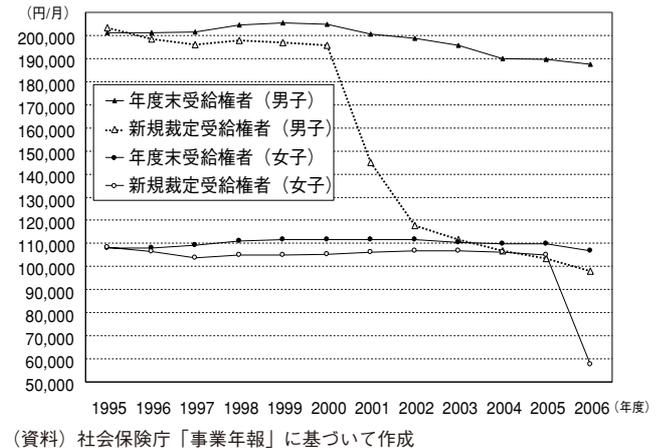
考えられる1つの理由は、老齢厚生年金の報酬比例部分だけでは生活を続けるのが困難になって、生活保護給付も併せて受給するようになった可能性である。先に見たとおり、60～64歳の単身男子に占める被保護世帯の割合が2006年には19.9%にまで高まっており、公的年金が減っても、生活保護給付が増えれば、平均的な社会保障給付額の減少は緩和される。

もう1つの理由は、それまで別居していた家族のある単身者の一部が家族との同居へ転じ、単身世帯であることをやめた可能性である。この場合には、単身世帯の収入として集計された平均値はむしろ改善するかもしれない。

そこで、社会保険庁の「事業年報」に基づいて、各年度末における老齢厚生年金の受給権者

と各年度に新たに受給権を獲得した新規裁定者について、95年以降の平均年金額(基礎年金部分も含む)の推移を男女別に示したものが、図表-11である。

【図表-11】老齢厚生年金受給権者の平均年金額の推移



新たに老齢年金の受給権を得る者(新規裁定者)の大半は60歳だが、既に受給権を取得している者を中心とする受給権者全体よりも平均年金額が大きかったのは男女ともに95年度のみであり、96年度以降は新規裁定者の金額が常に下回っている。特に、男子の基礎年金部分の支給開始年齢引き上げが始まった2001年度の新規裁定分の年金額は、前年度から5.1万円も減少して14.5万円へと低下している。以後も毎年減少が続き、2006年度には9.8万円と10年前より10万円低い水準にとどまっている。女子の新規裁定分に関しても、支給開始年齢引き上げが始まった2006年度の年金額は、前年度から4.7万円減少して5.7万円へと低下している。

このように、2001～2005年度の期間に限れば、基礎年金部分の支給開始年齢の引き上げは女子では始まっていないため、世帯主60～64歳の世帯の中でも、夫婦世帯や単身女子世帯と比べて、単身男子世帯の影響が大きかったと言える。

こうした新規裁定者の老齢年金額の低下は、支給開始年齢の引き上げだけでなく、後に生ま

れた世代ほど支給乗率が下がることの影響も受けている。これは、統計が利用可能な96年度以降について、老齢厚生年金受給権者の新規裁定年金平均額の年齢別内訳を示した図表-12から確かめられる。

[図表-12] 性別・年齢別に見た老齢厚生年金受給権者の新規裁定年金平均額の推移

年度	男子					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
1996	19.5	19.6	20.2	20.7	21.7	22.2
1997	19.3	19.2	20.1	20.5	21.3	21.6
1998	19.6	19.4	20.1	20.6	21.4	21.1
1999	19.4	19.8	19.7	20.1	20.8	21.3
2000	19.5	19.5	19.5	19.8	20.3	20.8
2001	10.7	19.6	19.2	19.6	20.0	20.4
2002	10.6	12.5	19.3	19.4	20.0	19.5
2003	10.4	9.9	14.5	19.1	19.5	19.2
2004	10.2	9.8	10.3	15.0	19.1	18.5
2005	9.9	9.5	9.6	10.3	15.8	18.3
2006	9.6	9.3	9.4	9.8	10.3	11.9

年度	女子					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
1996	10.5	11.0	11.1	11.5	12.0	13.0
1997	10.2	10.7	11.0	11.3	11.8	12.2
1998	10.4	10.6	11.1	11.3	11.8	11.7
1999	10.3	10.6	10.4	10.7	11.0	11.4
2000	10.5	10.5	10.5	10.3	10.7	10.9
2001	10.6	10.7	10.5	10.5	10.2	10.3
2002	10.7	10.8	10.7	10.5	10.5	9.7
2003	10.7	10.7	10.8	10.4	10.3	9.6
2004	10.7	10.7	10.7	10.6	10.4	9.5
2005	10.5	10.5	10.6	10.7	10.4	9.6
2006	5.1	10.6	10.6	10.5	10.2	9.5

(注) 単位：万円/月。年齢は裁定時。太字は前年度比増加のケース、シャド一部分は基礎年金部分の支給開始年齢引き上げの影響が現れているとみなせるケース

(資料) 社会保険庁「事業年報」に基づいて作成

通常は60歳に達した時に老齢厚生年金（報酬比例部分）受給の申請を行うこととなっており、多くの方がそうしているが、60歳以降もフルタイムで働いている人の中には退職した時に初めて手続き（裁定請求）を行う人もいるため、年金額の裁定が61歳以上になることがある。そうした場合も、生年と老齢基礎年金の支給開始年齢の対応関係は変わらないため、新規裁定時の年齢が60歳から1歳繰り上がる毎に、基礎年金支給繰り延べの影響が現われる年度も、2001年度から1年ずつ後になる。

図表-12における同一年齢の年金額の推移を見ると、こうした節目の年度で年金額が急減しているが、98年度を除けば、前年度と比べた年金額の低下は男子の各年齢でほぼ毎年生じている^(注6)。言い換えると、生年が1年でも後になれば

ば、年金受給額は下がるという関係が継続して当てはまっている。1946年4月1日以前に生まれた世代に関しては、定額部分と報酬比例部分の給付額を算定する際の乗率が生まれた年度毎にすべて異なり、1年でも先に生まれた方が高い支給乗率が適用されることが挙げられる。

少なくとも、図表-12に反映された1931年度生まれ（96年度65歳）から1946年度生まれ（2006年度60歳）までの世代に関しては、生年が後になるにつれて公的年金受給額が低下する構造になっていると言ってよいであろう^(注7)。

共通の支給乗率が適用される1946年度生まれ以後の世代に関しては、後に生まれた世代の年金額を低下させる要因は、基本的には支給開始年齢の引き上げと給付のマクロスライドになるだろう。もっとも、それが統計数値から確認できるようにするのは、これからである。

3 | 生涯未婚率と離婚率の高まり

今後の単身高齢者世帯の経済状況を考えるうえで、もうひとつの重要な論点は、公的年金制度に代表される社会的な制度や経済環境など単身高齢者に対する外部環境が変化しているというだけでなく、単身者自体の性格がすでに大きく変わりつつあることである。

生涯にわたる資産形成や収入の面で、とりわけ重要なのは配偶関係である。生涯未婚率も離婚率も高くない現在の単身高齢者の多くは、従前は夫婦を中心とする世帯だったが、配偶者の死亡によって単身化したケースが大多数を占めていると考えられる。特に、生計を当該配偶者に依存していた場合は、老齢厚生年金相当額の3/4が遺族厚生年金として受給でき、夫婦で蓄積してきた資産についてもそのまま継承されるため、単身世帯化した後の経済状況の悪化は比較的軽微にとどまるはずである。しかし、それは離婚や生涯未婚の場合には当てはまらない。

こうした観点から、個人レベルの統計に基づいて、配偶者のいない者を対象に、それが未婚、死別、離婚のいずれによるものかの内訳を示したのが図表-13である。この中には、「配偶者はいないが、こどもはいるものの、別居しているケース」だけでなく、「配偶者はいないが、こどもがあって、同居しているケース」も含まれているため、単身世帯の内訳とは完全には一致しない。

しかし、こどもと同居しない高齢者が多数派を占めている現状を考えれば、高齢層と若年層については単身世帯の婚姻状況と大きく異ならないであろう。

[図表-13] 男女・年齢階層別に見た配偶者のいない者の内訳 (2006年と1991年の比較)

	男 (2006年)			男 (1991年)		
	未婚	死別	離別	未婚	死別	離別
30~34	42.0	0.0	1.8	30.8	0.1	1.0
35~39	28.6	0.1	3.0	18.1	0.1	1.7
40~44	18.4	0.3	3.9	11.3	0.3	2.4
45~49	14.9	0.6	4.9	6.1	0.8	2.9
50~54	13.2	1.0	5.1	3.9	1.4	3.0
55~59	9.0	2.0	5.5	2.1	2.7	2.3
60~64	4.8	3.5	4.5	1.1	4.6	1.9
65~69	2.9	4.7	4.3	0.9	6.5	1.2
70歳以上	2.3	13.3	2.2	0.4	17.2	1.0

	女 (2006年)			女 (1991年)		
	未婚	死別	離別	未婚	死別	離別
30~34	27.8	0.2	6.0	14.3	0.2	2.9
35~39	16.9	0.5	7.0	6.6	0.9	3.8
40~44	10.6	1.1	7.3	5.2	1.8	4.8
45~49	6.6	2.0	8.0	4.3	3.3	5.7
50~54	6.0	3.0	8.6	3.1	6.9	4.9
55~59	5.1	6.5	8.3	3.5	11.2	3.7
60~64	4.0	11.4	6.1	3.5	18.9	3.3
65~69	3.1	20.1	5.5	3.0	30.9	3.4
70歳以上	3.6	50.5	3.4	1.7	65.0	2.5

(注) 単位：年齢階層別人口に占める割合、%。30歳未満は省略。シャド一部分は3分類のうち最も高い割合を示すもの

(資料) 厚生労働省「国民生活基礎調査」に基づいて作成

これを見ると、男子については、2006年は64歳まで未婚が最も高い割合を占め、死別がそれに替わるのは65歳以上であるのに対して、91年は未婚が最も高い割合を占めていたのは54歳以下で、55歳以降は死別であった。このように、55~64歳単身男性の配偶者のいない主因は、15年間で死別から未婚へと交替している。

一方、女子については、2006年は未婚が多数派を占めるのは44歳までであり、45~59歳は離別、60歳以降は死別という構造だが、91年においては、離別が最も高い割合を占めていたのは45~49歳のみであり、50歳以降は死別が最も高い割合を占めていた。つまり、50歳代単身女性の配偶者のいない主因は、死別から離別へと替わっている。

実は、同一年齢階層における未婚者(1度も結婚していない者)の割合も、離婚して、その後再婚していない者の割合も、男女ともに後に生まれた世代ほど高くなる傾向が何十年も続いており(図表-14, 15)、現在の若年、中年層が高齢者になった時には、「配偶者のいない人の大部分は死別によるもの」という現在の関係はもはや成り立たないはずである。

[図表-14] 世代別の未婚者の割合

性別	男子					女子				
	1976~80	1966~70	1956~60	1946~50	1936~40	1976~80	1966~70	1956~60	1946~50	1936~40
20~24	92.9	92.2	91.5	90.0	91.6	87.9	85.0	77.7	71.6	68.3
25~29	71.4	66.9	60.4	48.3	45.7	59.0	48.0	30.6	20.9	19.0
30~34	-	42.9	32.6	21.5	11.7	-	26.6	13.9	9.1	7.2
35~39	-	30.0	22.6	14.2	6.1	-	18.4	10.0	6.6	5.3
40~44	-	-	18.4	11.7	4.7	-	-	8.6	5.8	4.4
45~49	-	-	17.1	11.2	4.7	-	-	8.2	5.6	4.3
50~54	-	-	-	10.1	4.3	-	-	-	5.3	4.1
55~59	-	-	-	9.8	4.3	-	-	-	5.2	4.1
60~64	-	-	-	-	3.8	-	-	-	-	3.8
65~69歳	-	-	-	-	3.7	-	-	-	-	3.8

(注) 単位：%

(資料) 総務省「国勢調査」に基づいて作成

[図表-15] 世代別の離婚者の割合

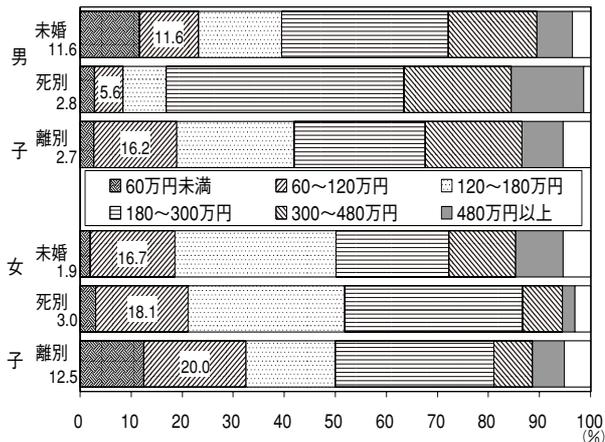
性別	男子					女子				
	1976~80	1966~70	1956~60	1946~50	1936~40	1976~80	1966~70	1956~60	1946~50	1936~40
20~24	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.7	0.4	0.3	0.3	0.4
25~29	1.1	0.8	0.6	0.5	0.4	2.6	1.8	1.5	1.1	1.0
30~34	-	2.0	1.4	1.2	0.9	-	4.2	2.9	2.4	2.0
35~39	-	3.5	2.4	2.2	1.2	-	6.9	4.4	4.1	2.5
40~44	-	-	3.6	3.0	1.9	-	-	6.3	5.2	3.4
45~49	-	-	5.0	4.0	2.8	-	-	8.1	6.4	4.5
50~54	-	-	-	4.9	3.3	-	-	-	7.3	4.8
55~59	-	-	-	5.7	3.7	-	-	-	8.0	5.1
60~64	-	-	-	-	4.0	-	-	-	-	5.2
65~69歳	-	-	-	-	4.2	-	-	-	-	5.3

(注) 単位：%

(資料) 総務省「国勢調査」に基づいて作成

そして、内閣府男女共同参画局の「高齢男女の自立した生活に関する調査結果」に基づいて、婚姻状況別に55～74歳の単身世帯の収入状況を見ると、離別女子に関しては、年収120万円未満の階層が32.5%も占めている（図表-16）。

〔図表-16〕婚姻状況別に見た55～74歳の単身者の年収分布



（注）調査時点は2008/1/17～2/5。
（資料）内閣府男女共同参画局「高齢男女の自立した生活に関する調査結果」に基づいて作成

例えば、夫が家庭外から収入を得る労働に従事し、妻が家事労働に専念するという形で役割分担をしていた夫婦が離婚したケースを考えてみよう。その女性が新たな職業に就こうとした場合、労働者としての潜在能力が高くても、同じ仕事に継続して携わっている人と比べて低い賃金にとどまることが考えられる。資産形成や安心して働くことのできる生活環境の確保という面では、離婚は男性にとっても、大きくマイナスに作用すると考えられるが、このように当座の収入など深刻な影響を受ける人の割合は、女性の方が高いであろう。

現行の社会保障制度は、配偶者との死別による経済状況の悪化を緩和するという点では様々な配慮がなされていると言えるが、離別者や生涯未婚者の割合がこれほどまで高まることは想定していなかったであろう。その点では、2004年度の年金改正の際に、離婚時の厚生年金の分割制度を導入したことは評価してよいだろう。

ただし、年金給付を直接分割する仕組みではなく、分割するのは、将来の給付額算定のベースとなる保険料納付記録である。特に、被扶養配偶者から請求があれば、当事者間の合意や裁判手続きがなくても1/2に分割できる「3号分割制度」の適用対象は、2008年度以降の婚姻期間であるので^(注8)、この制度を活用することで一定の年金水準を確保できるようになるには、まだ時間を要する。

二人以上世帯の生活保護を受ける確率が単身世帯と比べて非常に低いことから示唆されるように、生計を一にする家族世帯には、所得変動のリスクを自然に補い合う機能が備わっている。その点では、別居している子どもがいる人も少なくない現在の単身高齢者には、子どもとの同居という選択肢も残されているが、早くに離婚した人や生涯未婚の人にはできない選択である。こうした意味で、将来の単身高齢者は所得変動リスクに対しては、今以上に脆弱な存在となる可能性があることを、社会として認識しておくべきであろう。

4—おわりに

現在の60歳以上の無職単身世帯については、これまでの生活水準を維持していくうえで、余裕があるとは言えないが、収入、支出、保有資産の間のバランスに大きな問題があるとも言えない。

今後については、公的年金は65歳支給が標準となるので、60歳で引退する人にとっては、60～64歳の生活資金をどのようにして確保するのか、如何にして十分な資産を蓄えたいうえで60歳を迎えるかが、従来に増して重要になっている。他方では、離別や生涯未婚によって単身のまま高齢を迎える人も増加しており、将来の単身高齢世帯は現在のそれとは似て非なるものとなる

可能性が高い。

しかし、これらの単身世帯の実態を正確に把握することのできる資料はきわめて少ない。世帯を調査対象とする日本の標本調査統計は、調査対象領域の広さや多様さ、調査項目の詳細さ、調査頻度、精度のいずれの面でも諸外国に誇れるものが数多く存在する一方、未婚・離婚・死別という婚姻状況に基づく区分にしたがって所得や保有資産などについて調査、集計、公表を行った統計はほとんど見当たらない。

社会保障制度の再整備に向けた議論を深める意味でも、個人が自己責任で将来の備えをするうえでの参考材料を提供するという意味でも、単身世帯に関する調査統計については、調査内容の充実と集計・公表方法の工夫が切に望まれる。

-
- (注1) 石川達哉・樫浩一「高齢者世帯の経済状況」を参照されたい。
- (注2) 年齢とともに、持家率が高まって家賃が不要になることや、外出の頻度が低下して自動車関係費や外食費が低下する構造は、二人以上世帯における年齢階層間比較でも観察される。
- (注3) 現在60～64歳の無職世帯の資産取り崩しペースとの関係で比較すべき対象は、厳密に言えば、この世代が35～59歳だった時の勤労者世帯の貯蓄率である。「家計調査」における単身世帯データは2000年までしか遡れないが、2000年以降の35～59歳の単身及び二人以上の勤労者世帯の貯蓄率はほとんど変化していない。
- (注4) 総務省の「家計調査」では、二人以上世帯の金融資産と負債が四半期毎に調査されているが、単身世帯は対象外である。このため、5年毎に実施されている「全国消費実態調査」を利用した。「全国消費実態調査」では、無職世帯に限定しなければ、金融資産・負債のほか、実物資産も年齢階層別データが利用可能である。
- (注5) 金融広報中央委員会の「家計の金融行動に関するアンケート調査」によると、2008年における60歳代単身世帯の金融資産は1612万円、負債は109万円である。60歳代の二人以上世帯の金融資産は1730万円、負債は300万円である。この調査では、振込や振替で一時的にしか口座にとどまらない預貯金は対象外であるため、通貨性預貯金をすべて金融資産から除外している回答者が相当いるとみられ、「全国消費実態調査」と比べて、60歳代の二人以上世帯の金融資産は低めである。また、単身世帯のみインターネットモニター調査に拠っているため、二人以上世帯と単純に対比はできない面がある。
- (注6) このうち、99年度については、制度改正によって乗率が5%引き下げられたことで説明可能である。
- (注7) ただし、後に生まれた世代の方が加入可能期間が長いことが給付額を押し上げる要因として働くため、再評価後の平均標準報酬額に基づいて算出される年金額が、後に生まれた世代の方が低いとは必ずしも言えない。また、加給年金の配偶者特別加算は、後に生まれた世代の方が高額である。
- (注8) 当事者間の合意や裁判手続きで分割割合を決める「合意分割制度」は、2007年度以降の離婚について、全婚姻期間が適用対象となる。